

**大気汚染防止法・悪臭防止法
ダイオキシン類対策特別措置法
静岡県生活環境の保全等に関する条例のしおり**

－内容－

- 1 届出関係
- 2 発生施設、特定施設及び特定作業
- 3 規制基準及び抑制基準
- 4 測定義務
- 5 立入検査
- 6 事故時等の措置
- 7 公害防止管理者等の選任

令和7年10月
浜松市環境保全課

1 届出関係

- ・ 大気汚染防止法(大防法)・・・ばい煙発生施設、水銀排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン法)・・・ダイオキシン類発生特定施設
- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例(県条例)・・・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、悪臭に係る特定施設
- ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(組織法)・・・公害防止管理者等の選任が必要な施設を設置する者

以上の施設について、下記の場合は届出が必要です。

届出内容	届出	発生施設	法・条例名	条文	届出様式	届出期限	
施設を設置しようとする場合	設置届	ばい煙	大防法	第6条第1項	様式第1号	61日前	
			県条例	第13条第1項	様式第3号		
		水銀	大防法	第18条の28	様式第3の5	61日前	
		一般粉じん	大防法	第18条第1項	様式第3号		あらかじめ
			県条例	第25条第1項	様式第8号		
		VOC	大防法	第17条の5第1項	様式第2の2	61日前	
		ダイオキシン類	ダイオキシン法	第12条第1項	様式第1号	61日前	
		悪臭	県条例	第91条第1項	様式第21号	30日前	
ばい煙発生施設の新・増設によって事業場の総排ガス量が1万Nm ³ /hを超える場合	新増設協議書	ばい煙	県条例	第10条	様式第1号	90日前	
以前に設置届あるいは使用届を提出した施設について、構造、処理方法、使用方法を変更する場合	構造等変更届	ばい煙	大防法	第8条第1項	様式第1号	61日前	
			県条例	第15条第1項	様式第3号		
		水銀	大防法	第18条の30	様式第3の5	61日前	
		一般粉じん	大防法	第18条第3項	様式第3号		あらかじめ
			県条例	第27条第1項	様式第8号		
		VOC	大防法	第17条の7第1項	様式第2の2	61日前	
		ダイオキシン類	ダイオキシン法	第14条第1項	様式第1号	61日前	
		悪臭	県条例	第93条第1項	様式第21号	30日前	
既に設置してある施設が特定施設等の法対象施設となった場合	使用届	ばい煙	大防法	第7条第1項	様式第1号	30日以内	
			県条例	第14条第1項	様式第3号		
		水銀	大防法	第18条の29	様式第3の5		30日以内
		一般粉じん	大防法	第18条の2第1項	様式第3号		
			県条例	第26条第1項	様式第8号		
		VOC	大防法	第17条の6第1項	様式第2の2		30日以内
		ダイオキシン類	ダイオキシン法	第13条第1項	様式第1号		
		悪臭	県条例	第92条第1項	様式第21号		
届出者の住所、氏名(名称、代表者)又は工場・事業場の名称、所在地を変更した場合	氏名等変更届		大防法	第11条など	様式第4号	30日以内	
			県条例	第18条など	様式第4号		
			ダイオキシン法	第18条	様式第3号		
施設を譲り受けた場合、又は相続、合併があった場合(個人→法人、(有)→(株)等も含む)	承継届		大防法	第12条第3項など	様式第6号	30日以内	
			県条例	第19条第3項など	様式第6号		
			ダイオキシン法	第19条第3項	様式第5号		
施設の使用を廃止した場合	廃止届		大防法	第11条など	様式第5号	30日以内	
			県条例	第18条など	様式第5号		
			ダイオキシン法	第18条	様式第4号		
排ガス、ばいじん、燃え殻のダイオキシン類を測定した場合	測定結果報告書		ダイオキシン法	第28条第3項	様式第6号	60日以内	
公害防止統括者(代理者)を選任、解任・死亡した場合	選任、解任・死亡届		組織法	第3条第3項など	様式第1号	30日以内	
公害防止管理者(代理者)を選任、解任・死亡した場合	選任、解任・死亡届		組織法	第4条第3項など	様式第2号	30日以内	

- (備考)・届出用紙は、大気汚染防止法施行規則、静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則に基づく様式を使用して下さい。
- ・各届出書及び測定結果報告書は2部作成し、提出してください。
 - ・届出者の押印は不要です。

2 発生施設、特定施設及び特定作業

ここに掲げるのは、大気汚染防止法施行令、ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則に定める施設です。詳しくは、関係法令集等にて確認してください。

(1)大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設 -施行令 別表第1(法第2条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	ボイラー (熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	・燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
	小型ボイラー	・伝熱面積10m ² 未満だが、燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
2	ガス発生炉、加熱炉 (水性ガス、油ガス発生用)	・原料処理能力20t/日、又は燃焼能力が重油換算50L/時以上
3	焙焼炉、焼結炉、煅焼炉 (金属精錬・無機化学工業製品の製造用)	・原料処理能力1t/時以上
4	溶鉱炉、転炉、平炉 (金属精錬用)	
5	金属溶解炉 (金属の精製又は鑄造用) ※こしき炉、14の項及び24から26の項を除く。	・火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)1m ² 以上、又は羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)0.5m ² 以上、又は燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量が200kVA以上
6	金属加熱炉 (金属の鍛造、圧延、熱処理用)	
7	石油加熱炉 (石油製品・石油化学製品・コーラル製品製造用)	
8	触媒再生塔 (石油精製用)	・触媒に付着する炭素の燃焼能力200kg/時以上
8-2	燃焼炉 (硫黄回収装置)	・燃料の燃焼能力が重油換算6L/時以上
9	焼成炉、溶融炉 (窯業製品の製造用)	・火格子面積1m ² 以上、 又は燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上、 又は変圧器の定格容量が200kVA以上
10	反応炉、直火炉 (無機化学工業品、食料品製造用)	
11	乾燥炉 (14、23の項を除く。)	
12	電気炉 (製鉄、製鋼、又は合金鉄、カーバイド製造用)	・変圧器の定格容量が1,000kVA以上
13	廃棄物焼却炉	・火格子面積2m ² 以上、又は焼却能力200kg/時以上
14	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉 (銅、鉛、亜鉛の精錬用)	・原料処理能力0.5t/時以上、又は火格子面積0.5m ² 以上、又は羽口面断面積0.2m ² 以上、又は燃焼能力重油換算20L/時以上
15	乾燥施設 (カドミウム系顔料、炭酸カドミウム製造用)	・容量0.1m ³ 以上
16	塩素急速冷却施設 (塩素化エチレン製造用)	・原料塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力50kg/時以上
17	溶解槽 (塩化第二鉄製造用)	
18	反応炉 (活性炭製造用(塩化亜鉛使用のもの))	・燃料の燃焼能力が重油換算3L/時以上
19	塩素反応施設、塩化水素反応・吸収施設	・原料塩素(塩化水素は塩素換算量)の処理能力50kg/時以上
20	電解炉 (アルミニウム精錬用)	・電流容量30kA以上
21	反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉 (燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料の製造用)	・原料燐鉱石の処理能力80kg/時以上、又は燃焼能力が重油換算50L/時以上、又は変圧器の定格容量200kVA以上
22	凝縮施設、吸収施設、蒸留施設 (弗酸製造用)	・伝熱面積10m ² 以上、又はポンプ動力1kW以上
23	反応施設、乾燥炉、焼成炉 (トリポリ燐酸ナトリウム製造用(原料に燐鉱石を使用するもの))	・原料処理能力80kg/時以上、又は火格子面積1m ² 以上、又は燃焼能力が重油換算50L/時以上
24	溶解炉 (鉛の2次精錬、鉛の管、板、線製造用)	・燃焼能力重油換算10L/時以上又は変圧器定格容量40kVA以上
25	溶解炉 (鉛蓄電池の製造用)	・燃焼能力重油換算4L/時以上又は変圧器定格容量20kVA以上
26	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設 (鉛系顔料製造用)	・容量0.1m ³ 以上、又は燃料の燃焼能力が重油換算4L/時以上、又は変圧器定格容量20kVA以上
27	漂白施設、吸収施設、濃縮施設 (硝酸製造用)	・硝酸の合成、漂白、濃縮能力100kg/時以上
28	コークス炉	・原料処理能力20t/日以上
29	ガスタービン	・燃料の燃焼能力が重油換算50L/時以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	・燃料の燃焼能力が重油換算35L/時以上
32	ガソリン機関	

(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設

- 施行規則 別表第1(条例第11条関係) -

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	パルプ又は紙の製造業における硫化物の製造の用に供する硫黄燃焼施設	・すべてのもの
2	アルミニウム又はアルミニウム合金の用に供する溶解炉及び溶融めっき施設	・すべてのもの
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めっき施設及び溶射施設	・すべてのもの
4	弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造の用に供する反応施設	・すべてのもの
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設 (熱源として電気を使用するもの及び硫黄化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガス(以下「希硫ガス」という)を燃料として専焼させるものを除く。)	・火格子面積1㎡以上、 又は燃料の燃焼能力が 重油換算50L/時以上
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設	・すべてのもの

(3) 大気汚染防止法に基づく水銀排出施設

- 施行令 別表第3の5(法第2条関係) -

項	水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設	規 模 ・ 能 力
1	石炭火力発電所	小型石炭混焼ボイラー	・伝熱面積10㎡以上 又は燃焼能力が重油換算50L/時以上 (小型は燃焼能力が重油換算10万L/時未満のもの。)
2	産業用石炭燃料ボイラー	石炭専燃ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	
3	非鉄金属(銅、鉛、亜鉛及び工業金)製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	一次施設	銅又は工業金 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉 ・原料処理能力1t/時以上
4			鉛又は亜鉛 金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除く。) ・火格子面積1㎡以上、 又は羽口面断面積0.5㎡以上、 又は燃焼能力が重油換算50L/時以上、 又は変圧器の定格容量200kVA以上
5		二次施設	銅、鉛又は亜鉛 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力0.5t/時以上、 又は火格子面積0.5㎡以上、 又は羽口面断面積0.2㎡以上、 又は燃焼能力が重油換算20L/時以上
6			工業金 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力が重油換算10L/時以上、 又は変圧器の定格容量40kVA以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力0.5t/時以上
7	セメントクリンカーの製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉	・火格子面積1㎡以上、 又は燃焼能力が重油換算50L/時以上、 又は変圧器の定格容量200kVA以上
8	廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/ 下水汚泥焼却炉)	・火格子面積2㎡以上 又は焼却能力200kg/時以上
9	石炭ガス化複合発電施設(IGCC施設)	ガスタービン	・石炭をガス化して燃焼させるもの
10	廃棄物の焼却設備	水銀含有汚泥等の焼却炉等	・水銀回収義務付け産業廃棄物 又は水銀含有再生資源を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)

(注)・水銀回収義務付け産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」、水銀含有再生資源は、「水銀による環境の汚染防止に関する法律」で規定されている。

- ・届出対象外であっても、水銀の排出量が相当程度多い施設(要排出抑制施設:製鉄の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む)及び製鋼の用に供する電気炉)の設置者は、排出抑制のための自主的取組をおこなう必要がある。

◎燃料の燃焼能力の重油換算表

燃料の種類	液体	気体	固体
燃料の量	10 L	16 m ³	16 kg
重油換算値	10 L	10 L	10 L

※ガス機関・ガソリン機関については下記参照。

<ガス機関・ガソリン機関の重油換算方法>

- ・燃料が液体の場合：重油換算値(L/h)＝液体燃料の燃焼能力(L/h)
- ・燃料が気体の場合：重油換算値(L/h)＝換算係数×気体燃料の燃焼能力(N m³/h)

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kcal/Nm}^3\text{)}}{9600 \text{ (kcal/L)}} = \frac{\text{気体燃料の発熱量 (kJ/Nm}^3\text{)}}{40186.08 \text{ (kJ/L)}}$$

(4)大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設 -施行令 別表第2(法第2条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	コークス炉	・原料処理能力50t/日以上
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	・面積1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	・ベルト幅75cm以上、 又はバケット内容積0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメント用に限り、湿式及び密閉式を除く。)	・原動機の定格出力75kW以上
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメント用に限り、湿式及び密閉式を除く。)	・原動機の定格出力15kW以上

(5)静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設 -施行規則 別表第3(条例第24条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破碎機及び摩砕機 (湿式のものと密閉式のものを除く)	・原動機の定格出力7.5kW以上75kW未満
2	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい (湿式のものと密閉式のものを除く)	・原動機の定格出力7.5kW以上15kW未満
3	木材チップ又は木粉の堆積場	・面積1,000m ² 以上
4	木材チップ又は木粉の用に供するベルトコンベア及び バケットコンベア(密閉式のものを除く)	・ベルトコンベアはベルト幅75cm以上、バケ ットコンベアはバケット内容積0.03m ³ 以上
5	木材チップの風送施設(木材チップの製造の用に供するものを除く)	・すべてのもの
6	穀物用製粉機	・原動機の定格出力3.7kW以上
7	石灰製品の製造の用に供する消化施設	・すべてのもの
8	打綿機	・すべてのもの
9	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機	・原動機の定格出力3.75kW以上
10	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	・原動機の定格出力2.25kW以上
11	金属製品又は木製品の製造の用に供する吹付塗装施設	・すべてのもの
12	別珍又はコールテンの仕上施設	・すべてのもの

(6)大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設 -施行令 別表第2の2(法第2条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	解綿用機械、2 混合機、3 紡績用機械	・原動機の定格出力3.7kW以上
4	切断機、5 研磨機、6 切削用機械、7 破碎機及び磨砕機、 8 プレス(断加工用)、9 穿孔機	・原動機の定格出力2.2kW以上

(注)この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。

(7)大気汚染防止法に基づく指定物質排出施設 -施行令 別表第6(法附則第9項関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	ベンゼン(濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。)を蒸発させるための乾燥施設	・送風機の送風能力1,000m ³ /時以上
2	コークス炉	・原料処理能力20t/時以上
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設	・常圧蒸留施設を除く
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設	・密閉式のものを除く
5	ベンゼンの貯蔵タンク	・容量500kL以上
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設	・ベンゼンの処理能力1t/時以上(密閉式を除く)
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン(以下「トリクロロエチレン等」という。)を蒸発させるための乾燥施設	・送風機の送風能力1,000m ³ /時以上
8	トリクロロエチレン等の混合施設	・混合槽の容量5kL以上(密閉式のものを除く)
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設	・密閉式のものを除く
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設	・トリクロロエチレン等が空気に接する面積が3m ² 以上
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	・処理能力が1回当たり30kg以上

(8)大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設 -施行令 別表第1の2(法第2条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	・送風機の送風能力(送風機が設置されていない施設は、排風機の排風能力。以下同じ。) 3,000m ³ /時以上
2	塗装施設(吹付塗装を行うものに限る。)	・排風機の排風能力100,000m ³ /時以上
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	・送風機の送風能力10,000m ³ /時以上
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	・送風機の送風能力5,000m ³ /時以上
5	接着の用に供する乾燥施設(前項及び木材又は木製品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)	・送風機の送風能力15,000m ³ /時以上
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	・送風機の送風能力7,000m ³ /時以上
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	・送風機の送風能力27,000m ³ /時以上
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。)	・洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m ² 以上
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キロボイタルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	・容量が1,000kL以上

(9) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく新增設協議 -条例第10条-

条例及び大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設を設置する工場又は事業場	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される物質(カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物)を含む排出ガスの量の合計が、温度零℃、圧力1気圧の状態に換算した状態で1万m ³ /時以上のもの。
-------------------------------------	---

(10) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設 -施行規則 別表第18(条例第90条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	セロファン製膜施設	・すべてのもの
2	アスファルト含滲しん紙又はコールタール含滲しん紙の製造の用に供する連続式含滲しん施設	・すべてのもの
3	パルプ又は紙の製造の用に供する蒸解施設	・すべてのもの
4	調味料の製造又は穀物の加工の用に供する乾燥施設	・すべてのもの
5	合成樹脂又はホルムアルデヒドの製造の用に供する反応施設	・すべてのもの
6	有機顔料の製造の用に供する反応施設	・すべてのもの
7	木材チップ堆積場	・面積1,000m ² 以上
8	動物系の飼料若しくは肥料又はそれらの原料の製造の用に供する次に掲げる施設 (1) 蒸煮施設 (2) 湯煮施設 (3) 真空濃縮施設 (4) 乾燥施設	・すべてのもの
9	鶏舎及び豚舎	・鶏舎面積400m ² 以上、豚舎面積150m ² 以上
10	サイズの用に供する反応施設	・すべてのもの

(11) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設 -施行令 別表第1(法第2条関係)-

項	施 設	規 模 ・ 能 力
1	焼結鉱(銑鉄の製造の用に供するものに限る。)の製造の用に供する焼結炉	・原料処理能力1t/時以上
2	製鋼の用に供する電気炉 (鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。)	・変圧器の定格容量1,000kVA以上
3	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	・原料処理能力0.5t/時以上
4	アルミニウム合金の製造(原料としてアルミニウムくず(当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。)を使用するものに限る。)の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	・焙焼炉・乾燥炉は原料処理能力0.5t/時以上、溶解炉は容量1t以上
5	廃棄物焼却炉 (廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、火床面積・処理能力はそれらの合計)	・火床面積0.5m ² 以上、又は焼却能力50kg/時以上

3 規制基準及び抑制基準

- ・大気汚染防止法 / ばい煙発生施設、水銀排出施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、指定物質排出施設、揮発性有機化合物排出施設
- ・悪臭防止法 / 全ての工場・事業場
- ・ダイオキシン類対策特別措置法 / ダイオキシン類発生特定施設
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例 / ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、悪臭に係る特定施設

これらの施設を設置する者は、規制基準等に適合させる義務があります。

ここに掲げる規制基準等は、大気汚染防止法施行規則、ダイオキシン類対策特別措置法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例施行規則及び浜松市告示の一部を抜粋してあります。詳しくは、関係法令集等にて確認してください。

(1) 大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物の排出基準

K 値 = 7.0 (旧浜松市の地域)、K 値 = 17.5 (旧浜松市以外の地域)
--

※ 小型ボイラーで、昭和60年9月9日までに設置したものは、当分の間適用猶予

※ ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の非常用施設は、当分の間適用猶予

(2) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく硫黄酸化物の排出基準

K 値 = 22.2 (浜松市全域)

※ 県条例に規定される「ばい煙発生施設」であって、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に該当するものについては適用しない。

<K値算出方法>

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q : 硫黄酸化物許容排出量(単位:温度零度、圧力1気圧に換算したm³/h)

K : 規制値

He : 補正された排出口高さ(煙突実高+煙上昇高)

(3) 大気汚染防止法に基づくばいじんの排出基準

大気汚染防止法施行規則の一部を抜粋してあります。記載のないものについては関連法令集等でご確認ください。

令別表 第1 の項	施設名	規 模 万Nm ³ /h	本 則		附 則	
			一 般 (g/Nm ³)	On (%)	一 般	Onの扱い
1	ガス専焼 ボイラー	4以上	0.05	5		
		4未満	0.10			
		小型ボイラー			当分の間適用しない。	
	重油その他の 液体専焼 及び ガス液体混焼 ボイラー	20以上	0.05	4	既設は当分の間0.07とする。	1万Nm ³ /l 未満は 当分の間 適用猶予
		4～20	0.15		既設は当分の間0.18とする。	
		1～4	0.25			
		1未満	0.30		・灯油・軽油・A重油使用のものは当分の間 適用しない。 ・S60.9.9以前に設置のものは当分の間適用 しない。 ・S60.9.10～H2.9.9に設置のものは0.50。	
		小型ボイラー				
	石炭燃焼 ボイラー	20以上	0.10	6	既設は当分の間0.15とする。	
		4～20	0.20		既設は当分の間0.25とする。	
		4未満	0.30		既設は当分の間0.35とする。	
		小型ボイラー			・S60.9.9以前に設置のものは当分の間適用 しない。 ・S60.9.10～H2.9.9に設置のものは0.50。	
	その他の ボイラー	4以上	0.30	6	既設は当分の間0.40とする。	当分の間 適用猶予
		4未満			・S60.9.9以前に設置のものは当分の間適用 しない。	
		小型ボイラー			・S60.9.10～H2.9.9に設置のものは0.50。	
5	金属溶解炉	4以上	0.10	Os	アルミニウムの地金、合金の製造又はアルミニウム の再生の用に供する反射炉は当分0.30。	
		4未満	0.20			
6	金属加熱炉	4以上	0.10	11	既設は当分の間0.15とする。	当分の間 適用猶予
		4未満	0.20		既設は当分の間0.25とする。	
9 ※1	土中釜(石灰焼成炉)	—	0.40	15		
	その他の石灰焼成炉	—	0.30	15		
	セメント製造用焼成炉	—	0.10	10		
	耐火レンガ等焼成炉	4以上	0.10	18		
		4未満	0.20			
	その他の焼成炉	4以上	0.15	15		当分の間 適用猶予
4未満	0.25					
11	骨材乾燥炉	—	0.50	16	2万Nm ³ /h未満の既設は当分0.60とする。	直接熱風 乾燥炉は Os
	その他の乾燥炉	4以上	0.15	16	既設は当分の間、1～4万Nm ³ /hは0.30、 1万Nm ³ /h未満は0.35とする。	
		4未満	0.20			
12	合金鉄(珪素40%以上) 製造用電気炉	—	0.20	Os		
	上記以外の合金鉄、カ ーバイト製造用電気炉	—	0.15	Os		
	その他の電気炉	—	0.10	Os		
	13	廃棄物焼却炉	※焼却能力 4t/h以上	0.04	12	H10.6.30までに設置されたものは以下。 0.08
2～4t/h			0.08	0.15		
2t/h未満			0.15	0.25		
29	ガスタービン (気体専焼) (液体専焼)		0.05	16	・S63.1.31までに設置工事が着手された施 設は当分の間適用しない。 ・非常用は当分の間適用しない。	
30	ディーゼル機関		0.10	13	〃	
31	ガス機関		0.05	0	非常用は当分の間適用しない。	
32	ガソリン機関		0.05	0	〃	

(注)「既設」とは、昭和57年5月31日までに設置された施設をいう。

・OsとはOn=Osの意味で標準酸素濃度補正は行わない。

※1 焼成炉についてのみ記載、溶融炉についての基準は関連法令集等で確認のこと。

<ばいじん量の算出方法>

$$C = \{(21 - On) / (21 - Os)\} * Cs$$

C : ばいじん量(g/Nm³)

On: 上記の表の標準酸素濃度On(%)

Os: 排出ガス中の酸素の濃度(20%を超える場合にあっては、20%とする。)

Cs: JIS Z 8808に定める方法によるばいじんの量(g/Nm³)

(4) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばいじんの排出基準

番号	施設名	ばいじんの量(g)
5	食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設	重油又はガスを専焼させるもの
		0.30
		石炭(発熱量5,000kcal/kg以下のもの)を燃焼させるもの
		0.80
		上記以外のもの
		0.40

(5) 大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準

大気汚染防止法施行規則の一部を抜粋してあります。記載のないものについては関連法令集等でご確認ください。

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の 種類 ※1	規模	残存酸素濃度 %	排出基準値 (ppm)									
			最大 定格 排ガス量 万Nm ³ /h		S48.8.9 までに 設置 された 施設	S48.8.10 ～ S50.12.9 に設置 された 施設	S50.12.10 ～ S52.6.17 に設置 された 施設	S52.6.18 ～ S52.9.9 に設置 された 液体燃焼 小型ボイラー	S52.6.18 ～ S54.8.9 に設置 された 施設	S54.8.10 ～ S58.9.9 に設置 された 施設	S58.9.10 ～ S59.9.9 に設置 された 施設	S58.9.10 ～ S62.3.31 に設置 された 施設	S62.4.1 以降に 設置 された 施設	に さ し た 施 設
1	①	ガス専焼 ボイラー	50≤	5	130		100	60						
			10-50		130		100							
			4-10		130		100							
			1-4		150		130							
			0.5-1		150									
			0.5>		150									
	⑬	固体燃焼 ボイラー ②～⑫以外	70≤	6	400	300							200	
			50-70		420	300							250	
			20-50		420	350	300					250		
			4-20		450	350	300					250		
			0.5-4		450	380	350							
			0.5>		480		380				350			
	⑰	液体燃焼 ボイラー ※2	50≤	4	180		150	130						
			10-50		190	180	150							
			4-10		190	180	150							
			1-4		230		150							
			0.5-1		250				180					
			0.5>		250				180					
	⑱	固体燃料燃焼 小型ボイラー	—	6	当分の間適用しない								350 (S60.9.10 以降に設置)	
	⑲	ガス、灯油、軽油、A 重油小型ボイラー	—	—	当分の間適用しない									
		上記以外の 液体燃料燃焼 小型ボイラー	—	4	当分の間適用しない							300 (S60.9. 10～)	260 (H2.9. 10～)	
5		金属溶解炉 ※3	—	12	200					180				
6	①	ラジアントチューブ 型金属加熱炉	10≤	11	200		100							
			1-10		200		150							
			0.5-1		200		150							
			0.5>		200		180							
	②	鍛接鋼管用 金属加熱炉	10≤	11	100									
			1-10		180									
			0.5-1		150									
			0.5>		180									
	③	金属加熱炉 ①、②以外	10≤	11	160		100							
			1-10		170	150	130							
			0.5-1		170		150							
			0.5>		200		180							
11		乾燥炉		16	250				230					
13	①	浮遊回転燃焼式焼 却炉 (連続炉)	4≤	12	900		450							
			4>		900		450							
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉)※4	4≤	12	300		250							
			4>		900		700							
③	廃棄物焼却炉 (連 続炉①、②以外)	4≤	12	300		250								
		4>		300		250								
④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4≤	12	250										

令別表第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※1	規模	残存酸素濃度	排出基準値 (ppm)					
			最大定格排ガス量 万Nm ³ /h		S63.1.31 までに 設置され た施設	S63.1.31 ～ H1.7.31に 設置され た施設	H1.8.1 ～ H3.1.31に 設置され た施設	H3.2.1 ～ H6.1.31に 設置され た施設	H6.2.1 以降に 設置され た施設	
										%
29 ※5	①	ガスタービン (気体燃料専焼)	4.5 ≤	16	当分の間 適用しない	70				
		4.5 >	90			70				
	②	ガスタービン (液体燃料専焼 及び 気体・液体燃料混専焼)	4.5 ≤	16	当分の間 適用しない	100		70		
		4.5 >	120			100	70			
30	①	ディーゼル機関 [大型(シリンダー径400mm以上)]	—	13	当分の間 適用しない	1600	1400	1200		
	②	ディーゼル機関 [中小型(シリンダー径400mm未満)]	—	13	当分の間 適用しない	950				
31		ガス機関	—	0	2000		1000	600		
32		ガソリン機関	—	0	2000		1000	600		

(注) ※1 電気炉(熱源として電気を使用するものを除く。

※2 ただし、排脱付液体燃焼ボイラーを除く。

※3 キュポラは適用除外される。

※4 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミン化合物若しくはこれらの誘導体を製造し若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※5 ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の非常用施設は、当分の間適用が猶予される。

<窒素酸化物の算出方法>

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} * C_s$$

C : 窒素酸化物の量(ppm)

O_n: 上記の表の標準酸素濃度O_n(%)

O_s: 排出ガス中の酸素の濃度(20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s: JIS K 0104 に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度(0℃、1気圧におけるppm)

(6) 大気汚染防止法に基づく全水銀(ガス状水銀及び粒子状水銀)の排出基準

項	水俣条約の対象施設	大気汚染防止法の水銀排出施設		排出基準(μg/Nm ³)※1	
				新規施設	既存施設※2
1	石炭火力発電所 産業用石炭燃料 ボイラー	小型石炭混焼ボイラー		10	15
2		石炭専燃ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		8	10
3	非鉄金属(銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製造に用いられる 精錬及び焙焼の 工程	一次施設	銅又は工業金	15	30
4			鉛又は亜鉛	30	50
5		二次施設	銅	50	300
5の 2			鉛又は亜鉛	50	400
6			工業金	30	50
7	セメントクリンカーの 製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉		50	80※3
8	廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)		30	50
9	石炭ガス化 複合発電施設 (IGCC施設)	ガスタービン		8	10※4
10	廃棄物の焼却設備	水銀含有汚泥等の焼却炉等		50	100

(注) ※1 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。

※2 施行日(平成30年4月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。

※3 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140μg/Nm³となる。

※4 施行日(令和7年10月1日)において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む)。

(7) 大気汚染防止法に基づく有害物質排出基準

以下の施設に排出基準が定められています。

(窒素酸化物は除く。単位:mg/ N m³)

令表 No.	施 設 名		カドミウム 及びその 化合物	塩素	塩化 水素	弗素弗化 水素及び 弗化珪素	鉛 及びその 化合物
9	ガラス又はガラス製品製造用 焼成炉・溶融炉	原料に硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用	1.0	－	－	－	－
		原料にほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用	－	－	－	10	－
		原料に酸化鉛を使用	－	－	－	－	20
13	廃棄物焼却炉		－	－	700 On=12	－	－
14	銅、鉛、亜鉛の精錬用の焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉		1.0	－	－	－	10
	銅、鉛、亜鉛の精錬用の焼結炉、溶鋳炉		1.0	－	－	－	30
15	カドミウム系顔料炭酸カドミウム製造用の乾燥施設		1.0	－	－	－	－
16	塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設		－	30	80	－	－
17	塩化第2鉄製造用の溶解槽		－	30	80	－	－
18	活性炭製造用の反応炉		－	30	80	－	－
19	塩素反応施設、塩化水素反応・吸収施設		－	30	80	－	－
20	アルミニウム精錬用電解炉	排出口から出るもの	－	－	－	3.0	－
		天井から出るもの	－	－	－	1.0	－
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用の次のもの	反応施設、濃縮施設、溶解炉(次を除く)	－	－	－	10	－
		反応施設((重)過燐酸石灰製造用)、溶解炉のうち電気炉(燐酸質肥料製造用)	－	－	－	15	－
		焼成炉、溶解炉のうち平炉(燐酸質肥料用)	－	－	－	20	－
22	弗酸製造用の凝縮施設、吸収施設、蒸留施設		－	－	－	10	－
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用の反応施設、乾燥施設、焼成炉		－	－	－	10	－
24	鉛の2次精錬、鉛の管、板、線製造用の溶解炉		－	－	－	－	10
25	鉛蓄電池製造用の溶解炉		－	－	－	－	10
26	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設		－	－	－	－	10

<塩化水素量の算出方法(廃棄物焼却炉の場合のみ)>

$$C = \{9 / (21 - O_s)\} \cdot C_s$$

C : 塩化水素の量(mg/ N m³)

O_s: 排出ガス中の酸素の濃度

C_s: JIS K 0107 に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度(mg/ N m³)

(8) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質排出基準

以下の施設に排出基準が定められています。

(単位:mg/ N m³)

番号	施 設 名	塩素	塩化水素	弗素及び 弗化水素	鉛及びそ の化合物
2	アルミニウム、アルミニウム合金用の溶解炉、溶融めつき施設	30	80	3	－
3	鉛又は鉛合金の用に供する溶融めつき施設及び溶射施設	－	－	－	10
4	弗化炭化水素又は弗素系合成樹脂の製造用の反応施設	－	80	－	－
6	塩素又は塩素系のガスを使用する漂白施設	30	－	－	－

(9) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設構造基準

番号	施設名	構造基準
1	コークス炉	① 装炭作業は無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置 ② 窯出し作業はガイド車にフード、集じん機を設置 ③ 消火作業は消火塔にハードル、フィルターを設置 (又は上記それぞれについて同等以上の効果を有する装置を設置)
2	鉱物又は 土石の堆積場	① 建屋でおおう ② 散水を行う ③ 防じんカバーでおおう ④ 薬液の散布、表層の締固め ⑤ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア バケットコンベア	① 屋内での設置 ② コンベアの積込部、積降部にフード、集じん機が設置され、 他の粉じんが飛散しやすい部分を、散水、防じんカバーでおおう ③ 散水の実施 ④ 防じんカバーでおおう ⑤ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機、摩砕機	① 建屋でおおう ② フード及び集じん機の設置 ③ 散水の実施 ④ 防じんカバーでおおう
5	ふるい	⑤ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注) 2～5の施設については、各号の一に該当すること。

(10) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく一般粉じん発生施設の構造等に関する基準

次の各号の一に該当する措置その他当該施設に係る粉じんの飛散を防止するために有効な措置とする。

- (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に当該施設が設置されていること。
- (2) 当該施設にフード及び集じん機が設置されていること。
- (3) 当該施設に散水設備が設置されていること。
- (4) 当該施設が防じんカバーでおおわれていること。
- (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

(11) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設敷地境界基準

大気中の石綿の濃度が1Lにつき10本

(12) 大気汚染防止法に基づく指定物質抑制基準

項	施 設	抑 制 基 準 値 (mg/ Nm ³)		
1	ベンゼンを蒸発させるための乾燥施設 (送風機の送風能力が1,000 Nm ³ /h 以上)	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。		
		排出ガス量(Nm ³ /h)	1,000以上3,000未満	3,000以上
		既設	200	100
		新設	100	50
2	コークス炉(原料処理能力20t/日以上)	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設:100(特殊構造炉の適用除外あり)、新設:100		
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設 (常圧蒸留施設除く)	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設:200(排出ガス量 1,000m ³ /h以上) 新設:100(")		
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル 反応施設(密閉式除く)	フレアスタックで処理するものを除外。 既設:100、新設:50		
5	ベンゼンの貯蔵タンク(容量500kL以上)	浮屋根式(内部浮屋根式含む)を除き、ベンゼン注入時の排出ガス に対して適用。 既設:1,500(容量 1,000KL以上)、新設:600		
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設 (処理能力1t/時以上、密閉式除く)	フレアスタックで処理するものを除外。		
		排出ガス量(Nm ³ /h)	1,000以上3,000未満	3,000以上
		既設	200	100
		新設	100	50
7	トリクロロエチレン等を蒸発させるための乾 燥施設(送風機の送風能力1,000Nm ³ /h以上)	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるものに限定。 既設:500、新設:300		
8	トリクロロエチレン等の混合施設 (混合槽容量5kL以上、密閉式除く)	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設:500、新設:300		
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に 供する蒸留施設(密閉式除く)	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用 したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設:300、新設:150		
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設 (空気に接する面積3m ² 以上)	既設:500、新設:300		
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニ ング機(処理能力30kg/回以上、密閉式除く)	既設:500、新設:300		

注) 既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている施設をいう。

(13) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出基準

項	施 設	排 出 基 準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供 する乾燥施設 (揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。)	600ppmC	
2	塗装施設 (吹付塗装を行うものに限る。)	自動車製造の用に供する 塗装施設	既設700ppmC 新設400ppmC
		その他の塗装施設	700ppmC
3	塗装の用に供する乾燥施設 (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	木材・木製品(家具含む) の製造の用に供するもの	1,000ppmC
		その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又 は包装材料(合成樹脂を積層するものに限る。)の製造に係る接着 の用に供する乾燥施設	1,400ppmC	
5	接着の用に供する乾燥施設(前項に掲げるもの及び木材又は木製 品(家具を含む。))の製造の用に供するものを除く。)	1,400ppmC	
6	印刷の用に供する乾燥施設(オフセット輪転印刷に係るものに限る。)	400ppmC	
7	印刷の用に供する乾燥施設(グラビア印刷に係るものに限る。)	700ppmC	
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設 (当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸 発させるための乾燥施設を含む。)	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8度において蒸気圧が20キ ロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク (密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。))のものを除く。)	60,000ppmC (既設については、容量が2,000kL以上の 施設のみ排出基準を適用)	

注) 既設とは平成18年4月1日時点で現に設置されている施設(設置工事が着手されているものを含む)をいう。

(14) 悪臭防止法に基づく規制基準

浜松市では臭気指数による規制を行っています。規制基準は以下のとおりです。

ア 敷地境界線における規制基準(第1号規制基準)

市町村名	区分	規制地域	規制基準値
浜松市 (全域)	第1地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	臭気指数 10
	第2地域	近隣商業地域、商業地域、市街化調整区域、都市計画区域外の区域	臭気指数 13
	第3地域	準工業地域全域、工業地域・工業専用地域で住居系地域より 50m以内の地域	臭気指数 15
	第4地域	工業地域・工業専用地域で住居系地域より 50mを越える地域	臭気指数 17

* 市内全域臭気指数規制は、平成21年9月30日告示、平成22年4月1日施行

イ 気体排出口における規制基準(第2号規制基準)

排出した臭気地表に着地したときに、敷地境界線上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場の排出口の高さに応じて次のとおり算定する。

① 排出口の実高さが15m以上の施設

排出ガスの臭気排出強度: $qt(Nm^3/分) = 356.9861 / F_{max}$

Hi(初期排出高さ)と Hb(周辺最大建物高さ)の関係	Fmax(最大着地臭気濃度)
HiがHbの2.5倍以上	Xが排出口と敷地境界の距離以上となる区間におけるF(X)の最大値
HiがHbの2.5倍未満	XがR以上となる区間におけるF(X)の最大値

Hb : 周辺最大建物高さ(m)

Hi : 初期排出高さ(m)

X : 排出口からの風下距離(m)

R : 排出口と敷地境界の最短距離と周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

F(X): 単位排出臭気強度($Nm^3/分$)に対するX(m)における地上での臭気濃度(秒/ Nm^3)

算出は環境省監修の「臭気指数第2号規制基準算定システム(CD-ROM版)」による

② 排出口の実高さが15m未満の施設

排出ガスの臭気指数: $I = 10 \times \log_{10}\{K \times (Hb')^2 \times 10\}$

D(排出口の口径)	K	Hb(周辺最大建物高さ)	Hb'
0.6m 未満	0.69	6.7m未満	排出口の実高さの1.5倍
0.6m以上0.9m未満	0.20	6.7m以上10m未満	10m
0.9m以上	0.10	10m以上で排出口実高さ1.5倍以上	排出口の実高さの1.5倍
		その他	Hb

D: 排出口の口径{排出口の形状が円形でない場合、断面積を円形とみなしたときの直径(m)}

ウ 排水における規制基準(第3号規制基準)

区分	規制基準値
第1地域	臭気指数 26
第2地域	臭気指数 29
第3地域	臭気指数 31
第4地域	臭気指数 33

(15) 静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭に係る特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

次の各号の一に該当する措置その他発生する悪臭を防止するために有効な措置とする。

- (1) 当該施設に脱臭装置が設置されていること。
- (2) 当該施設に防臭のための薬剤が散布されていること。
- (3) 当該施設に防臭カバーで覆われていること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか当該施設を設置する工場又は事業場において発生する悪臭を防止するための有効な措置が講じられていること。

(16) ダイオキシン類対策特別措置法による大気排出基準

(単位:ng-TEQ/ Nm³)

番号	施設名	新設施設基準	既設施設基準 (平成12年1月15日時点で 現に設置されているもの)
1	鉄鋼業焼結施設	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5※
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物焼却炉	4t/時以上	1※
		2t/時以上4t/時未満	5※
		2t/時未満	10※

※平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたものは新設施設基準を適用する。(ただし廃棄物焼却炉にあっては、火格子面積2㎡以上又は焼却能力が200kg/時以上のものに限る。)

(17) ダイオキシン類対策特別措置法による廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

(単位:ng-TEQ/g)

対象物	基準値
ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻	3

4 測定義務

- (1)大気汚染防止法のばい煙発生施設は、ばい煙中の硫黄酸化物量を、水銀排出施設は、排ガス中の全水銀濃度(ガス状水銀及び粒子状水銀)を、特定粉じん発生施設は、特定粉じんを、揮発性有機化合物発生施設は、揮発性有機化合物濃度を、ダイオキシン類対策特別措置法特定施設は排出ガス、ばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類の濃度を測定する義務があります。測定結果については、記録し、3年間保存してください。

測 定 物 質		施 設 の 区 分	測 定 時 期
ばい煙	硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10 Nm ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設	特になし
	ばいじん	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上の施設 ※	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設 ※	年2回以上
		廃棄物焼却炉 能力4t/時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設	年2回以上
		ガス専焼ボイラー、ガスタービン及びガス機関	5年に1回以上
		ガス発生炉のうち燃料電池用改質器	
	有害物質 窒素酸化物	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設	年2回以上
ガス発生炉のうち燃料電池用改質器		5年に1回以上	
水銀	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上の施設	4月を超えない作業期間ごとに1回以上	
	〃 未満の施設	6月を超えない作業期間ごとに1回以上	
	専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上	
	専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上	
特定粉じん		すべての施設	6月を超えない作業期間ごとに1回以上
VOC		すべての施設	毎年1回以上
ダイオキシン類		すべての施設	毎年1回以上

(備考)・排出ガス量が4万Nm³/時未満のばい煙発生施設及び能力4t/時未満の廃棄物焼却炉で、継続して休止する期間が6月以上のものは、ばい煙量等の測定を年1回以上とする。

・※の施設については、廃棄物焼却炉、ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及びガス発生炉のうち燃料電池用改質器を除く。

・排出基準が定められていないばい煙(ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の非常用施設、小型ボイラーの一部等)については、上記測定義務の対象としない。(ただし、燃料成分表や仕様書等により、排出状況を把握すること。)

・水銀の要排出抑制施設の設置者は、自主的取組として、単独又は共同で、自主管理基準の作成、水銀濃度の測定・記録・保存等の排出抑制措置を講ずるとともに、措置の実施状況とその評価を公表しなければならない。

(2)測定結果の報告

ダイオキシン類測定結果は測定後60日以内に、排出ガス、ばいじん、燃え殻(焼却灰)ごとに報告してください。

- (3)静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙発生施設は、ばい煙量又はばい煙濃度を測定する義務があります。測定結果については、記録し、保存してください。

測 定 物 質		施 設 の 区 分	測 定 時 期
ばい煙	硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10 Nm ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設	特になし
	ばいじん※	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設	年2回以上
	有害物質	排出ガス量 4万Nm ³ /時以上の施設	2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		〃 未満の施設	年2回以上

(備考)・排出ガス量が4万Nm³/時未満のばい煙発生施設で、継続して休止する期間が6月以上のものは、ばい煙量等の測定を年1回以上とする。

・※食料品又は飲料の製造の用に供する直接加熱型の湯煮施設のうちガスを専焼させる施設に係る測定については、年1回以上とする。

5 立入検査

- (1) 市では、施設の使用方法、施設の構造、運転管理等について、報告を求めたり、事業所や作業現場への立入検査をします。
- (2) 立入検査は通告せずに実施することもありますので、関係書類等(届出書、測定結果、燃料の成分表等)の保管場所を決め、すみやかに提示できるようにしてください。

6 事故時等の措置

大気、悪臭、ダイオキシン類に係る事故等が発生した場合には、応急措置を講じるとともに、直ちにその事故の状況を市長あてに通報してください。市は通報を受け、必要に応じ現地調査、原因者への指導を行ないます。(大気汚染防止法第17条、悪臭防止法第10条、ダイオキシン類対策特別措置法第23条、静岡県生活環境の保全等に関する条例第23条の規定による。)

連絡先： 浜松市環境保全課 TEL 053-453-6170

7 公害防止管理者等の選任

次に掲げる施設を設置している者は、公害防止管理者を選任しなければなりません。この公害防止管理者は、資格が必要です。

対 象 施 設 等		排出ガス量	資 格 者
大気汚染防止法施行令別表第1のうち13の廃棄物焼却炉を除く「ばい煙発生施設」、鉱山保安法第2条第2項但し書の付属施設に設置されるものを含む。	有害物質を排出するおそれのある大気汚染防止法施行令別表第1の9(硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪沸化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造に限る)又は別表第1の14から26の施設が設置されている工場	4万Nm ³ /時以上	大気第1種
		4万Nm ³ /時未満	大気第1種 大気第2種
	上記以外の排出ガス量1万Nm ³ /時以上の工場	4万Nm ³ /時以上	大気第1種 大気第3種
		1万以上4万Nm ³ /時未満	大気1～4種
大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる「特定粉じん発生施設」		——	大気1～4種 特定粉じん
大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる「一般粉じん発生施設」		——	大気1～4種 特定粉じん 一般粉じん
公害防止管理者が必要な工場のうち大気関係(排出ガス量4万Nm ³ /時以上)及び水質関係(排水量1万m ³ /日以上)の両施設を設置しているもの		排出ガス量 4万Nm ³ /時以上及び 排水量 1万m ³ /日以上	公害防止主任 管理者又は、 大気1種又は3種と 水質1種又は3種 を併せ持つ者
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の該当特定施設 (別表第1の5の廃棄物焼却炉を除く。)		——	ダイオキシン類

(備考)

- ・ 公害防止管理者の設置が義務づけられている業種は、「製造業(物品の加工業を含む)」「電気供給業」「ガス供給業」「熱供給業」です。
- ・ 有害物質を排出する施設は、その他の施設と区分し、区分ごとに選任が必要です。
- ・ 従業員が21人以上の法人(みなし法人を含む)は、公害防止統括者の選任が必要です。

参 考

大気汚染防止法による規制一覧

規制物質		物質の例示	発生形態	発生施設	排出基準	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	亜硫酸ガス等	物の燃焼	ボイラー、溶解炉、廃棄物焼却炉 等 (33項目)	量規制 (地域ごと K値方式)	改善命令 直罰など
	ばいじん	すす等	物の燃焼			
	有害物質	カドミウム、塩素、塩化水素、弗素、弗化水素、弗化珪素、鉛	物の燃焼、合成、分解、加圧など			
		窒素酸化物	物の燃焼			
水銀		全水銀 (ガス状水銀及び粒子状水銀)	物の燃焼など	産業用石炭燃焼ボイラー 等 (9項目)	濃度規制 (施設の種類・規模ごと)	改善命令など
VOC		トルエン、キシレン、酢酸エチル 等	塗装、乾燥、洗浄 など	塗装施設、乾燥施設 等 (9項目)	濃度規制	改善命令
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石灰粉、鉄粉 など	物の粉碎、選別、堆積 など	原料置場、粉碎装置 等 (5項目)	なし (構造使用管理基準)	基準適合命令
	特定粉じん	石綿	混合、切断、研磨など	混合機、切断機 等 (9項目)	濃度規制	改善命令など
			建築物の解体	(建築物の解体)	作業基準	作業基準適合命令 など
自動車排出ガス		一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質	自動車及び原動機付き自転車 (125cc以上)の運行	ガソリン車等	濃度規制 (自動車単体ごと)	交通規制、整備要請 など
特定物質		アンモニア ほか (28物質)	物の合成等の化学的処理中の事故など	(指定なし)	なし	事故時の措置命令
有害大気汚染物質		ベンゼン など (234物質)	自動車排ガス 工場排ガス 等	(指定なし)	なし (環境基準)	なし (排出抑制に必要な措置)
指定物質		ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	乾燥施設 ドライクリーニング	乾燥施設、貯蔵タンク 等 (11項目)	量規制 (施設の種類・規模ごと)	改善勧告

小型ボイラーに係る排出基準及び測定義務のまとめ

規制対象	使用燃料	規制基準			測定義務		
		S60.9.9 までに設置	S60.9.10～ H2.9.9 に設置	H2.9.10 以降に設置	S60.9.9 までに設置	S60.9.10～ H2.9.9 に設置	H2.9.10 以降に設置
硫黄酸化物	すべて	適用猶予	K値規制		—	硫黄酸化物の排出量が 10Nm ³ /時以上—2ヶ月に1回以上 10Nm ³ /時未満—特になし	
ばいじん	ガス、灯油、軽油、 A重油	適用猶予			—		
	その他	適用猶予	0.5g/Nm ³	0.3g/Nm ³	—	排出ガス量が 4万Nm ³ /時以上—2ヶ月に1回以上 4万Nm ³ /時未満—1年2回以上	
窒素酸化物	ガス、灯油、軽油、 A重油	適用猶予			—		
	その他の液体燃料	適用猶予	300ppm	260ppm	—	排出ガス量が 4万Nm ³ /時以上—2ヶ月に1回以上	
	固体燃料	適用猶予	350ppm		—	4万Nm ³ /時未満—1年2回以上	

・測定義務は、規制基準が定められているものが対象となります。

(ただし、その他についても燃料成分表や仕様書等により排出状況を把握してください。)

電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法との関連

大気汚染防止法による届出は不要となりますが、規制基準や測定義務はあります。

		電気事業法	ガス事業法	鉱山保安法
大 気 汚 染 防 止 法	設置届	不要	不要	不要
	使用届	不要	不要	不要
	構造等変更届	不要	不要	不要
	計画変更命令等	不要	不要	不要
	実施の制限	なし	なし	なし
	氏名等変更届	不要	不要	不要
	承継届	不要	不要	不要
	規制基準の遵守	あり	あり	あり
	改善命令等(自治体→事業者)	あり	あり	あり
	ばい煙量等の測定義務	あり	あり	あり
	事故時の事業者の措置	あり	あり	あり
	事故時における通報(事業者→自治体)	不要	不要	不要
	事故時における措置命令(自治体→事業者)	なし	なし	なし
県 条 例	設置届	要	要	不要
	使用届	要	要	不要
	構造等変更届	要	要	不要
	計画変更命令等	要	要	不要
	実施の制限	要	要	不要
	氏名等変更届	要	要	不要
	承継届	要	要	不要
	規制基準の遵守	あり	あり	なし
	改善命令等(自治体→事業者)	あり	あり	なし
	ばい煙量等の測定義務	あり	あり	なし
	事故時の事業者の措置	あり	あり	なし
	事故時における通報(事業者→自治体)	要	要	不要
	事故時における措置命令(自治体→事業者)	あり	あり	なし

※ 電気事業法等による届出内容は、所管する行政機関(電気事業法⇒中部近畿産業保安監督部 電力安全課<052-951-2817>、ガス事業法⇒中部近畿産業保安監督部 保安課<052-951-0291>、鉱山保安法⇒関東東北産業保安監督部 鉱害防止課<048-600-0446>)より通知がきます。

※ 県条例の対象となるのは「事業場に設置される施設」ですが、「事業場」には鉱山保安法に規定する鉱山が除外されており、条例の適用はありません。

※ 県条例の対象となる施設で、電気事業法・ガス事業法の施設に該当するものは、届出が必要となります(ただし、そのような施設はほとんどないと思われます)。

※ 県条例における「事故時の通報」では、石油コンビナート等災害防止法の規定による通報をした場合は不要です。

－問い合わせ先－

浜松市環境部環境保全課

〒432-8023 浜松市中央区鴨江三丁目 1 番 10 号

T E L 053-453-6170

F A X 050-3606-4363

E-mail kankyoho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【令和 7 年 10 月作成】